

様式第二十六（第十五条及び**附則第二条第六項関係**）（日本産業規格 A 列 7 番）

（表）

年 月	日交付第 号（使用期限 1 年）	
職 名	氏 名	生 年 月 日
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項又は同法 附則第 3 条第 11 項 において準用する同法第 17 条第 2 項の規定による		
立 入 検 査 証		
（所管行政庁名） 印		

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第 17 条（略）
 第 21 条（略）
 第 70 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。
 一 第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 28 条第 4 項、第 28 条の 4 第 4 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
附則第 3 条
 10（略）
 11（略）

様式第二十六（第十五条及び**附則第二条第五項関係**）（日本産業規格 A 列 7 番）

（表）

年 月	日交付第 号（使用期限 1 年）	
職 名	氏 名	生 年 月 日
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項又は同法 附則第 3 条第 10 項 において準用する同法第 17 条第 2 項の規定による		
立 入 検 査 証		
（所管行政庁名） 印		

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第 17 条（略）
 第 21 条（略）
 第 70 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。
 一 第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 28 条第 4 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は**第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 28 条第 4 項若しくは第 38 条第 1 項**の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
附則第 3 条
 9（略）
 10（略）

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格 A 列 7 番）
（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋	
第17条（略） 第28条	
4	国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 <u>特定建築主</u> に対し、その新築する <u>分譲型一戸建て規格住宅</u> に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、 <u>特定建築主</u> の事務所その他の事業場若しくは <u>特定建築主</u> の新築する <u>分譲型一戸建て規格住宅</u> 若しくはその工事現場に立ち入り、 <u>特定建築主</u> の新築する <u>分譲型一戸建て規格住宅</u> 、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5（略）	
第70条	次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は <u>これらの規定</u> による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格 A 列 7 番）
（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋	
第17条（略） 第28条	
4	国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 <u>住宅事業建築主</u> に対し、その新築する <u>一戸建ての住宅</u> に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、 <u>住宅事業建築主</u> の事務所その他の事業場若しくは <u>住宅事業建築主</u> の新築する <u>一戸建ての住宅</u> 若しくはその工事現場に立ち入り、 <u>住宅事業建築主</u> の新築する <u>一戸建ての住宅</u> 、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5（略）	
第70条	次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(表)

年 月	日交付第 号 (使用期限 1 年)	
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 28 条の 4 第 5 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合において、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 28 条の 4

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場若しくは特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)
(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 【申請の対象とする範囲】
- 建築物全体
 - 建築物全体 (建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
 - 建築物の一部 (住戸の部分)
 - 建築物の一部 (非住宅部分)

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)
(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 【申請の対象とする範囲】
- 建築物全体
 - 建築物全体 (建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
 - 建築物の一部 (住戸の部分)
 - 建築物の一部 (非住宅部分)

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	<input type="checkbox"/> 複合建築物
<input type="checkbox"/> 非住宅建築物			
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
□ 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)			
□ 無			

【14. 住宅部分の床面積】

(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	() m ²	() m ²
【ロ. 増築】	全体 () m ²	全体 () m ²
	増築部分 () m ²	増築部分 () m ²
【ハ. 改築】	全体 () m ²	全体 () m ²
	改築部分 () m ²	改築部分 () m ²

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値) MJ/(m²・年)

BPI ()

□ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値) MJ/(m²・年)

BPI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

□ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

BEI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等
<input type="checkbox"/> 非住宅建築物		
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
□ 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)		
□ 無		

【14. 建築物のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

□ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 MJ/(m²・年) (基準値) MJ/(m²・年)

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値) MJ/(m²・年)

BPI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 基準対象外

(2) 一戸建ての住宅

□ 外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値) W/(m²・K)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

□ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

□ 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(3) 複合建築物

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
- 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
- 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
- 設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
- BEI ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
- 【ハ、共同住宅等】**
- (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
- 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
- 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- 誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
- 設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
- BEI ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
- 【ニ、複合建築物】**
- 基準省令第10条第3号イの基準
(非住宅部分)
- (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 $MJ/(m^2 \cdot 年)$ (基準値)
- BP I ()
- 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 $MJ/(m^2 \cdot 年)$ (基準値)
- BP I ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
- 基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
BEI ()
【15. 確認の特例】 (略)
【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【17. 備考】

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

□ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

BEI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

□ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 W/(m²・K) (基準値

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 基準省令第4条第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 基準省令第10条第3号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

□ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 基準省令第3条第2項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

□ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
- 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
- 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

- 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
- (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

【16. 確認の標例】

(略)

【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【18. 備考】

(第五面)

〔住戸に関する事項〕

(略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イの基準

外皮平均熱貫流率

W/(m²・K)

(基準値

) W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値

)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロの基準

誘導基準一次エネルギー消費量

GJ/年

設計一次エネルギー消費量

GJ/年

BEI (

)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

(略)

(第五面)

〔住戸に関する事項〕

(略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

外皮平均熱貫流率

W/(m²・K)

(基準値

) W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値

)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

誘導基準一次エネルギー消費量

GJ/年

設計一次エネルギー消費量

GJ/年

BEI (

)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

)

(略)

(注意)

1. 各面共通関係
 - ① (略)
 - ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - (3) 申請建築物 法第29条第3項に規定する申請建築物
 - (4) 他の建築物 法第29条第3項に規定する他の建築物
 - ③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物をそれぞれについて作成してください。
2. 第一面関係
 - ①・② (略)
 - ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、「√」マークを入れてください(複数選択可)。
3. (略)
4. 第三面関係
 - ①～⑤ (略)
 - ① ③ 【1.3. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積(⑦)において同じ。)をいいます。
 - ② ④ 【1.4. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
 - ③ ⑤ 【1.5. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」、「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(イ)又は同号イ(1)(ロ)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載

(注意)

1. 各面共通関係
 - ① (略)
 - ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、「√」マークを入れてください(複数選択可)。
2. 第一面関係
 - ①・② (略)
 - ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、「√」マークを入れてください(複数選択可)。
3. (略)
4. 第三面関係
 - ①～⑤ (略)
 - ① ③ 【1.3. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいいます。
(新設)
 - ② ④ 【1.4. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。⑤ 【1.3. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。
「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、一戸建ての住宅の場合は「(2) 一戸建ての住宅」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分について「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に記載してください。
 - (2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第10条第1号イ(1)の基準」、「基準省令第10条第1号イ(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「√」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる数値をいう。以下⑥において同じ。)と併せて記載してください。BPIについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
 - (3) 「(2) 一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「√」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

してください。

(4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
- ii) B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- iii) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑩ **【16. 確認の特例】**の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「√」マークを入れてください。

⑪ **【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】**の欄には、法第35条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑫において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑫ 他の建築物について作成する場合は、**【16. 確認の特例】**及び**【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】**の記載は不要です。

5. (略)

6. 第五面関係

① 第五面は、第一面の**【申請の対象とする範囲】**の欄で「建築物全体」又は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」上を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の**【申請の対象とする範囲】**の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

② (略)

③ **【4. 住戸のエネルギー消費性能】**の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3) 「B E I」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④・⑤ (略)

7. (略)

(4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - ii) B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。
 - iii) 基準対象外 基準省令附則第3条第2項又は第4条第3項の規定の適用を受けずる場合があります。
- ⑫ 一次エネルギー消費量に関する事項については、以下の内容に従って記載してください。

(1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第10条第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載の上（「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）、複合建築物全体について「(3) 複合建築物」に記載してください。

(2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第10条第1号ロ(1)の基準」、「基準省令第10条第1号ロ(2)の基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「√」マークを入れた上で記載してください。B E Iについては、小数点第二位未満を切り上げた値を記載してください。

(3) 「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「結果」の該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

(4) この欄において、「B E I」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

⑬ **【15. 確認の特例】**の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、「√」マークを入れた上で記載してください。

⑭ **【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】**の欄には、法第35条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑮ (新設)

⑯ (略)

5. (略)

6. 第五面関係

① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

② (略)

③ ④. 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、4. 第三面関係の注意のとおりとします。

①. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項] については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準者令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

②. 一次エネルギー消費量に関する事項] は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

④・⑤ (略)

7. (略)

様式第三十五 (第二十七条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

所管行政庁 殿 年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. ～ 3. (略)
4. 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - 建築物全体 (建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
 - 建築物の一部 (住戸の部分)
 - 建築物の一部 (非住宅部分)
5. (略)

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. ～ 3. (略)
 4. 4 欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部 (住戸の部分) 」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部 (非住宅部分) 」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性能向上計画に法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。) として「[V]」マークを入れてください (複数選択可)。
- ※ 「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号の非住宅

様式第三十五 (第二十七条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

所管行政庁 殿 年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. ～ 3. (略)
4. 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - 建築物の一部 (住戸の部分)
 - 建築物の一部 (非住宅部分)
5. (略)

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. ～ 3. (略)
 4. 4 欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部 (住戸の部分) 」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部 (非住宅部分) 」のチェックボックスに、「[V]」マークを入れてください (複数選択可)。
- ※ 「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号の非住宅建築物をいい、「住宅」は同項第 2 号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第 1 号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅 (一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。) 以外の住宅をいいます。

建築物をいい、「住宅」は同項第2号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第1号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。）以外の住宅をいいます。

様式第三十七 (第三十条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
 【建築物に関する事項】

【略】	
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物	
【略】	
【9. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
□有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)	
□無	
【10. 建築物の構造及び設備の概要】	
【略】	
【11. 該当する地域の区分】	
【略】	
【12. 住宅部分の床面積】	
(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	() ()
()	()
【ロ. 増築】	() ()
全体 ()	()
増築部分 ()	()
【ハ. 改築】	() ()
全体 ()	()
改築部分 ()	()
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
□基準省令第1条第1項第1号イの基準	□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準	
BEI ()	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
()	
【ロ. 一戸建ての住宅】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号イ①(イ)の基準	□基準省令第1条第1項第2号イ②(イ)の基準
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
□基準省令第1条第1項第2号イ②(イ)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値)

様式第三十七 (第三十条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
 【建築物に関する事項】

【略】	
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物	
【略】	
【9. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工	
【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
□外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	()
□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
()	
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	
□基準対象外	
□一次エネルギー消費量に関する事項	
(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
□基準省令第1条第1項第1号イの基準	□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
()	
(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分	
□基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準	
共用部分の基準一次エネルギー消費量 ()	GJ/年
共用部分の設計一次エネルギー消費量 ()	GJ/年
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
()	
(3) 複合建築物	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
【13. 備考】	

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
- 設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ、共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(2)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(1)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ニ、複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準

- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI ()
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- (住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(i)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(㎡・K) (基準値)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
□基準省令第1条第1項第2号イ(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(㎡・K) (基準値)
□基準省令第1条第1項第2号イ(iii)の基準
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 基準省令第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号ロ(i)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
□基準省令第1条第1項第2号ロ(ii)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
BEI ()
□基準省令第1条第1項第2号ロ(iii)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
- (住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(i)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(㎡・K) (基準値)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 W/(㎡・K) (基準値)

(基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

(基準値) $W/(m^2 \cdot K)$

住棟単位外皮平均熱貫流率

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】

(第三面)

【住宅に関する事項】

(略)

【4. 住宅のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

(基準値) $W/(m^2 \cdot K)$

外皮平均熱貫流率

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

(基準値))

冷房期の平均日射熱取得率

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

(基準値) $W/(m^2 \cdot K)$

外皮平均熱貫流率

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

(基準値) $GJ/年$

設計一次エネルギー消費量

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

(基準値) $GJ/年$

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. ・ 2. (略)

(第三面)

【住宅に関する事項】

(略)

【4. 住宅のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

外皮平均熱貫流率

(基準値) $W/(m^2 \cdot K)$

冷房期の平均日射熱取得率

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

基準一次エネルギー消費量

(基準値) $GJ/年$

設計一次エネルギー消費量

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

1. ・ 2. (略)

(注意)

1. ・2. (略)
3. 第二面関係
①～④ (略)
- ⑤ 【12. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(イ)又は同号イ(1)(ロ)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 【ハ、共同住宅等】及び【ニ、複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ (略)
4. 第三面関係
①・② (略)
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(イ)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(注意)

1. ・2. (略)
3. 第二面関係
①～④ (略)
- (新設)
- ⑤ 【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)については、以下の内容に従って記載してください。
- ⑥ 【1.2. 建築物が一户建ての住宅の場合のみ記載してください。】
(1) 申請に係る建築物が「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。別紙に詳細を記載してください。
- (2) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
ロ 基準対象外 基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。
ハ 2. 一次エネルギー消費量に関する事項)については、以下の内容に従って記載してください。
(1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」にて、住宅の場合は、「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物全体について「(3) 複合建築物」に記載してください。
(2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「√」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量」に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量」に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。
- (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)
第38条 (略)
第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)
第38条 (略)
第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十一月十六日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、令和二年四月一日までの間は、これを取り繕って使用することができる。